

総務委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(4) アナログ規制見直しに係る条例等の改正に係るパブリック コメントの実施結果について

資料 1 アナログ規制見直しに係る条例等の改正に係るパブリ ックコメントの実施結果について

参考資料 1 アナログ規制見直しに係る条例等の改正に係るパ ブリックコメントについて

参考資料 2 市民意見募集案内

総務企画局

令和 6 年 8 月 22 日

アナログ規制見直しに係る条例等の改正に係る パブリックコメントの実施結果について

1 経過

本市では、「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定し、手続のオンライン化をはじめ、デジタル化の取組を国施策と連動しながら、進めているところです。

この度、国において法令改正等、デジタル化を妨げる「アナログ規制」の見直しが順次進められており、デジタル化の取組のさらなる拡大が可能となりました。

これを踏まえ、本市におけるアナログ規制見直しに係る条例等の改正を行うため、市民の皆様から広く御意見を募集しました。その結果、2通3件の御意見をいただきましたので、意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 意見の募集期間 | 令和6年6月3日（月）から7月2日（火）まで |
| (2) 意見の提出方法 | 意見提出フォーム、郵送、FAX、持参 |
| (3) 募集の周知方法 | 市政だより、市ホームページ、かわさき情報プラザ、
各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、市民館、図書館（分館含む）、
総務企画局デジタル化施策推進室にて資料閲覧 |

3 結果の概要

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 意見提出数 | 2 通 |
| (2) 意 見 数 | 3 件 |

4 意見の内容と対応

(1) 対応区分

- | | |
|---|--|
| A | 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの |
| B | 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの |
| C | 今後の取組を進めていく上で参考とするもの |
| D | 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの |
| E | その他 |

(2) 意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	計
ア アナログ規制見直し全般に関すること		3				3
イ 個別条例の改正内容に関すること	なし					
ウ その他	なし					
合 計		3				3

(3) 各意見の内容

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	良い取組だと考える。これからも、取組を進めていただければと思う。	市としても、デジタル技術を活用しながらさらなる行政サービスの利便性向上や業務効率化を図ることが必要と考えており、国・近隣他都市の状況や技術の普及状況、費用対効果等を踏まえながら、引き続きこうした規制の見直しに取り組んでまいります。	B
2	今回改正する条例に限らず、他にも様々な規制があると思うので、これからも見直しを進めてもらいたいと思う。		B
3	紙媒体を指定する規制を改めるのは良いことだと思う。	紙媒体については、書面での掲示に限っていたものをインターネットでも閲覧できるよう見直しを行うことなどにより、利便性が向上すると考えており、引き続きこうした規制の見直しに取り組んでまいります。	B

(4) 意見に対する市の考え方

御意見については、今後の施策・事業の推進の参考とさせていただき、原案のとおり条例・規則改正の手続きを進めていきます。

5 今後の予定

令和6年 9月 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例議案の提出

令和6年10月 同条例制定

アナログ規制見直しに伴う関係規則の改正

1 経緯

- (1)本市では、「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定し、手順のオンライン化をはじめ、デジタル化の取組を国施策と連動しながら、進めているところです。
- この度、国において法令改正等、**デジタル化を妨げる「アナログ規制」の見直し**が順次進められており、デジタル化の取組のさらなる拡大が可能となりました。

※国のアナログ規制見直しのイメージ（令和5年6月法改正）
「書面掲示」規制（標識、利用料金等の掲示）



（地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第2.0版】（デジタル庁）より抜粋）

※アナログ規制とは、「紙・人の介在」の要求等によりデジタル技術の活用による**省力化・合理化等を妨げる規制**を指し、下記のとおり項目出されています。

規制項目	内容
目視	現地に赴き目視での検査等を求める規制
実地監査	現地に赴き書類・建物等の確認を求める規制
定期検査・点検	一定の頻度での検査・測定等を求める規制
常駐・専任	現場への常駐や、専ら従事することを求める規制
対面講習	国家資格等の講習の対面での受講を求める規制
書面掲示	公的証明書等の特定の場所への掲示を求める規制
往訪閲覧・縦覧	公的情報の閲覧等にあたり訪問を求める規制
FD（フロッピーディスク）等記録媒体の指定	届出・手続等に際して、必要な電子データ等について特定の記録媒体により提出することを求める規制

2 本市における対応

本市では、「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により、**「往訪閲覧・縦覧」規制についてはデジタル化に対応済み**となっています。

それらを除く本市条例・規則のうち、国の取組状況を踏まえ、別紙に示す条例・規則について、**デジタル技術の活用を原則**とする、条例・規則の改正を行います。

なお、**デジタル技術に馴染みのない方への配慮として、アナログの手法についても例外的に許容**することとしています。

今回、**改正を行う条例・規則は下記の6条例・5規則**です。

（改正内容等の詳細は別紙を御覧ください。）

条例	規則
川崎市公告式条例	川崎市公報発行規則
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則
川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則
川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例	川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則
川崎市屋外広告物条例	川崎市身体障害者福祉法施行細則
川崎市都市公園条例	

一方で、新たな技術の導入が必要な見直しや、小規模事業者に新たな負担を求める見直しについては、今回改正は行わず、技術の普及状況や費用対効果、近隣他都市の状況等を踏まえながら、引き続き検討を行うこととします。

3 今後のスケジュール

- ・令和6年6月3日～7月2日：市民意見の募集
（市政だより、市ホームページ、区役所市政資料コーナー等で広報）
- ・令和6年第3回市議会：一括改正条例案の上程（予定）

1 改正を行う条例

名称	規制類型・改正理由	改正内容	利便性の向上点
【1】 川崎市公告式条例	「書面掲示」 アナログ規制に該当する条項の見直しに係る改正	掲示場への掲示によることとされている条例の公布等について、公報への登載によることとするための文言修正	川崎市公報発行規則と併せた見直しにより、公布された条例、告示、公告等について、随時、市ホームページで見られるようになります。（かわさき情報プラザで閲覧することもできます。）
【2】 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	「書面掲示」 アナログ規制に該当する条項の見直しに係る改正	一定規模以上の駐車場を管理する者に対する、当該駐車場の利用者へ自動車を駐車する時に原動機を停止すべきことの周知及びその実施手法に関する規定について、看板、放送、書面等によることとしているところ、電光表示機器による周知を可能とするための文言修正	規則に定める規模の駐車場（500㎡以上の駐車場または店舗等の駐車場）を設置する管理者の方にとって、利用者へアイドリングストップを呼びかける手段が増えます。（従来の手法も使えます。）
【3】 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	「常駐・専任」 アナログ規制に該当する条項の見直しに係る改正	浄化槽保守点検業者に対する、営業所への浄化槽管理士の配置に関する規定について、専属での配置を義務付けているところ、他営業所との兼任を可能とするための文言修正	県外に営業所を有する浄化槽保守点検業者にとって、浄化槽管理士を各営業所に専任配置する必要がなくなり、県外営業所と兼務させることで業務の効率化に繋がります。
【4】 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例	「FD等記録媒体の指定」 アナログ規制見直しに係る省令改正に伴う改正	無料低額宿泊所の設置者に対する、サービスに関する重要事項を記した文書の交付及びその実施手法に関する規定について、記録媒体の配布にて行う場合に磁気ディスク等によることとしているところ、省令改正を踏まえ、広く電磁的記録媒体の配布により行うことを可能とするための文言修正	無料低額宿泊所の設置者の方が、宿泊者に対して、サービスに関する文書を電子で交付する場合に、特定の記録媒体でなく、広く電子的な手法で行えるようになります。（従来の手法も使えます。）
【5】 川崎市屋外広告物条例	「書面掲示」 アナログ規制に該当する条項の見直しに係る改正	事務所への掲示及び保管物件一覧簿の備え付けによることとされている条例に違反した広告物及び広告物を掲出する物件の除却並びに保管に関する公示について、市ホームページでの公開を可能とするための文言修正	道路等は無許可で設置された広告物及び広告物を掲出する物件について、市が除却し保管している場所等の情報を、市ホームページ上で見られるようになります。（今後も、道路公園センターで閲覧することもできます。）
【6】 川崎市都市公園条例	「書面掲示」 アナログ規制に該当する条項の見直しに係る改正	事務所への掲示及び保管工作物等一覧簿の備え付けによることとされている、都市公園における工作物等の除却及び保管に関する公示について、市ホームページでの公開を可能とするための文言修正	公園等は無許可で設置された物品について、市が除却し保管している場所等の情報を、市ホームページ上で見られるようになります。（今後も、道路公園センターで閲覧することもできます。）

2 改正を行う規則

名称	規制項目・改正理由	改正内容	利便性の向上点
【1】 川崎市公報発行規則	「その他」 川崎市公告式条例の改正に付随した改正	公報の発行について、市ホームページに登載することで行うものとするための文言修正	川崎市公告式条例と併せた見直しにより、公布された条例、告示、公告等について、随時市ホームページで見られるようになります。（かわさき情報プラザで閲覧することもできます。）
【2】 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	「書面掲示」 アナログ規制に該当する条項の見直しに係る改正	環境負荷低減行動計画の取組状況等の公表に係る手法について、書面での据え置きのほか、市ホームページでの公表を可能とするための文言修正	環境負荷低減行動計画の取組状況等について、市ホームページ上で確認できるようになります。（今後も、環境対策推進課窓口で閲覧することもできます。）
【3】 川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則	「目視」 アナログ規制に該当する条項の見直しに係る改正	し尿浄化槽設置資金助成及び貸付けに係る申請様式について、浄化槽設置の完了確認を現地調査以外の手法で行うことを可能とするための文言修正	し尿浄化槽を設置し助成等を受けようとする方が、設置完了確認の際に、動画や写真による確認が可能となり、現地に赴くことが無くなります。（従来の手法も使えます。）
【4】 川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則	「書面掲示」 アナログ規制に該当する条項の見直しに係る改正	食鳥処理事業者に対する、食鳥処理事業許可書の掲示及び構造設備変更許可書の掲示に関する規定について、書面によらない表示等を可能とするための文言修正	食鳥処理事業者の方が、食鳥処理事業許可書及び構造設備変更許可書を掲示する際、電子媒体の画面上での表示で行うことも可能となります。（従来の手法も使えます。）
【5】 川崎市身体障害者福祉法施行細則	「書面掲示」 アナログ規制に該当する条項の見直しに係る改正	身体障害者手帳の交付申請に必要な書類の作成ができる旨の指定を受けた医師に対する、指定医であることの標示に関する規定について、見やすい場所への掲示によることとしているところ、インターネット等による表示等を可能とするための文言修正	身体障害者手帳の交付申請に必要な書類の作成が可能な医師の所属する医療機関において、医師が指定医であることの標示を院内に掲示するのではなく、インターネットホームページ上での公開で行うことが可能となります。（従来の手法も使えます。）

アナログ規制見直しに係る条例等の改正に係る パブリックコメント(市民意見募集)を実施します

- 本市では、国施策と連動しながらデジタル化の取組を進めているところです。
- この度、国において法令改正等、デジタル化を妨げる「アナログ規制」の見直しが順次行われており、デジタル化の取組のさらなる拡大が可能となりました。
- これを踏まえ、本市におけるアナログ規制見直しに係る条例等の改正を行いますので、市民の皆様から広く御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和6年6月3日(月)から7月2日(火)まで

※ 郵送の場合は、令和6年7月2日(火)消印有効

※ 持参の場合は、7月2日(火)17時15分まで

2 資料の閲覧について

川崎市ホームページ「市政情報」内の「広聴・パブリックコメント」から御覧いただけます。また、以下の場所でも御覧いただけます。

- (1) かわさき情報プラザ(市役所本庁舎復元棟2階)
- (2) 各区役所市政資料コーナー
- (3) 総務企画局デジタル化施策推進室(市役所本庁舎10階)

3 意見の提出方法

御意見は、意見提出フォーム(市ホームページ)、郵送、FAX、持参のいずれかでお寄せください。

※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名(団体の場合は名称及び代表者の氏名)」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。

※意見提出フォームは、川崎市ホームページの「意見募集(パブリックコメント)」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って御利用ください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を市ホームページで公表します。

※いただいた個人情報は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に取扱います。

4 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局デジタル化施策推進室

電話：044(200)0062

FAX：044(200)3752